

福島における原子力損害賠償の法的
意義と今後の課題
—いわゆる「中間指針」を中心として

早稲田大学法学学術院教授
大塚直

I 序

○東日本大震災により2011年3月11日に発生した、東京電力株式会社福島第1原子力発電所の事故

○政府による避難、屋内退避の指示等により、十数万人もの住民が、避難その他の行動を余儀なくされ、また、福島県全体のみでなく周辺の各県も含めた極めて広い範囲に影響を及ぼした

○周辺住民その他関係者の被害は著しく、しかも、未だに多くの避難者は元の住居に戻れず、事故が収束しない状況が続いている。

○先例：1999年のJCOの核燃料加工施設における臨界事故があるが、その際の解決は今般の事故においても参考にされるものの、事故及び被害の規模や期間が莫大なものとなっている点に相違がある。

○原子力損害賠償法18条2項2号に基づき、原子力損害賠償紛争審査会が2011年8月5日以降中間指針、追補を出した。

II 原子力損害の賠償に関する法律と免責要件

○原子力損害の賠償に関する法律の概要

- 原子力事故による損害の賠償については、原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律147号。以下、「原子力損害賠償法」という)が特別の制度を定めている。同法は、原子炉設置の許可を受けた者等の「原子力事業者」が「原子炉の運転等」によって生じた「原子力損害」について賠償するとしており(3条1項)、「原子力損害」とは、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用・・・により生じた損害」をいう(2条2項)。原子炉の運転をやめた後保管していた燃料による損害も、同法3条1項の「原子炉の運転等」に該当すると解されている。

○原子力損害賠償法の特徴

- ①危険責任の観点から無過失責任としたこと
(ただし、「異常に巨大な天災地変又は社会的
動乱によって」損害が生じた場合について、3条
1項但し書きの免責規定がある)
- ②原子力事業者に責任が集中していること(4
条1項。なお、5条1項)、
- ③原子力事業者による無限責任とされているこ
と(3条、4条)

- また、原子力損害賠償の責任の履行確保のため、原子力事業者は予め基金を用意しておかなければならず(6条。損害賠償措置)、これには、i日本原子力保険プールとの原子力損害賠償責任保険契約(8条)とii政府との原子力損害賠償補償契約(10条)の2種類がある。通常の場合の場合にはiが用いられるが、天災の場合、正常運転による場合、後発損害の場合は、iiの方が用いられることになっている。今般の事故は天災に起因するものであるため、iは用いられず、iiが用いられることになる。

・免責規定の適用がない場合：政府は「援助」し
うる(16条)

・免責規定の適用がある場合：政府は、被害者
を救助し、損害の拡大を防止するため、「必要
な措置」をとる(17条)

III 免責規定の適用の有無

第三条 第一項 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。

(1) 異常に巨大な天災地変とは何か

— 本法制定の際の国会の審議は、「全く想像を絶するような」「超不可抗力」、「不可抗力性の特に強い場合」であるとしている。「異常に巨大な天災地変」が、単なる不可抗力を超えたものであることが示されている。

(2) 今般の東日本大震災は「異常に巨大な天災地変」といえるか。

a) 地震の規模(マグニチュード)

—世界での1900年以降の地震のうち第4番目であり、この点からは「想像を絶する」ものとはいいがたい

b) 津波の遡上高

c) 「関東大震災の3倍以上」: 本法3条但し書きの「異常に巨大な天災地変」について、第34回国会科学技術振興対策特別委員会(昭和36年5月18日)中曾根国務大臣(科学技術庁長官)の発言が「関東大震災の3倍以上の大震災」の場合であるとしている点をどう考えるか。

⇒ 福島原発事故には3条1項但し書きの免責条項の適用はないといえよう。

○東京地判平成24・7・19判時2172号57頁

一 国が原賠法3条1項但し書きに該当しないと判断して措置を講じたことにより、東電の株価が下落したとして、東電の株主が提起した国賠訴訟

一 原賠法作成の経緯、本件震災の規模等の事情を認定し、

一 担当公務員が、3条1項但し書きに該当しないと判断しこれを前提として行為が行われたとしても、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたとは認められないと判示

IV 賠償されるべき損害の範囲

一 争点となったもの【損害の種類の大、権利利益侵害の種類の大】

- 風評被害
- 間接被害
- 精神的損害
- 環境損害
- 自主的避難者等の取扱い: リスクに基づく不安に対する賠償
- 生活基盤喪失・変容慰謝料(故郷喪失・変容慰謝料)
- 住居確保損害 等

賠償されるべき損害の範囲

- 原子力損害賠償法は、原子力事業者の無限責任を定めているが、賠償されるべき損害の範囲について何ら規定を置いていない。そのため、一般法である民法に戻り、放射線作用等との間に相当因果関係が認められる損害は何かを検討すべきことになる。
- 原子力損害賠償紛争審査会(同法18条)からは、同法18条2項2号に基づき、当事者間の紛争の自主的な解決に資する一般的な指針として、第1次、第2次指針、第2次指針追補が出されていたが、それらを含め、2011年8月になって中間指針がとりまとめられた。マスコミにおいては、「広く」賠償の指針を提示したと評しているものも見られた。
- その後、中間指針第1次追補(同年12月)、同第2次追補(2012年3月)、同第3次追補(2013年1月)、同第4次追補(2013年12月)が出された。
- さらに、7つの高裁判決に対する最高裁の不受理決定(判決の確定)を受けて、同第5次追補(2022年12月)が出された。

賠償されるべき損害の範囲

—1. 第4次追補まで

(1) 指針の位置づけ

中間指針は、当面の被害のうち「類型化が可能な損害項目やその範囲等」を示したものであり、「中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではない」ことが明示された。中間指針は、——自主的な解決に対する一般的指針であるため当然であるが——賠償範囲の外延を確定したわけではないのであり、この点を軽視した批判が少なくなかったと見ることはできよう。

(2) 各損害項目に共通する考え方

一般の不法行為と同様に、本件事故と相当因果関係のある損害の範囲であれば、原子力損害に含まれるとしつつ、原子力損害と地震・津波による損害とは区別をし、「合理的な範囲」で、特定の損害が「原子力損害」に該当するか否か及びその損害額を「推認」する立場がとられたことである。なお、損害の算定に当たっては、実費賠償を原則とするが、迅速な救済が求められている現状に鑑み、損害項目によっては、合理的に算定した一定額の賠償を認める方法も考えられること、また、証拠の収集が困難である場合など必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することが考えられることを指摘している。

(3)政府による避難等の指示等に係る損害

①検査費用(人)、②避難費用、③一時立入費用、④帰宅費用、⑤生命・身体的損害、⑥精神的損害、⑦営業損害、⑧就労不能等に伴う損害、⑨検査費用(物)、⑩財物価値の喪失又は減少等があげられた。

a) 政府による避難等の指示等があった対象区域には、避難区域(警戒区域)、屋内退避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市の一部)が含まれるが、本件事故発生から1年間の積算線量が20mSvに達するおそれのある場所は、少なくともこれらのどれかに含まれている。

警戒区域、計画的避難区域及び特定避難勧奨地点がある地域の概要図

(平成24年2月9日現在) 出典：文部科学省



b)②避難費用については、議論の結果、基本的には実費主義がとられた。交通費についても宿泊費についても、自己負担した金額に相当の差異があると推定されたからである。

また、避難等により生ずる生活費の増加費用は、通常さほど高額になるものでない反面、その実費を厳密に算定することは困難であり、精神的損害に加算して、両者を一括して一定額を算定する(基本は一人1カ月当たり10万円)こととされた。

c)⑥精神的損害

1) 平穏な日常生活の喪失

2) 自宅に帰れない苦痛

3) 避難生活の不便さ

4) 先の見通しが見つからない不安

1)、3)⇒次第に緩和されうる

4)⇒次第に増大しうる

★地域コミュニティ喪失は、表現はあるが、明確ではない。被曝慰謝料は含まれていないと解される。

⑦営業損害

- ・現実の減収分

- ・終期:現時点ですべてを示すことは困難であるため、改めて検討する

⑩財物価値の喪失又は減少等

「避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用(当該財物の廃棄費用、修理費用等)は、賠償すべき損害と認められる」

備考4)「合理的な修理、除染等の費用は、原則として当該財物の客観的価値の範囲内のものとするが、文化財、農地等代替性がない財物については、例外的に、合理的な範囲内で当該財物の客観的価値を超える金額の賠償も認められ得る。」⇒この前半部分は、比例原則を反映したものであるが、放射性物質汚染対処特措法は、除染についてはこのような限定を付していない。

(4)政府等による農林水産物等の出荷制限指示等(「政府が本件事故に関し行う指示等」)
に係る損害

(5)風評被害

a)一般

○一般論として、相当因果関係があれば賠償の対象とすることとし、その一般的基準を「消費者又は取引先が・・・本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合」とした

○輸出・観光業(の一部)など、外国人が関係する風評被害については、外国人には日本人と情報の格差があること、外国政府の輸入規制等の事情があること等から、損害項目及び時期を考慮して一定の範囲に限定しつつ、国内取引よりも広く賠償対象と認めるとした。

b)農林漁業・食品産業・食品流通業の風評被害については、「各業種毎に示す一定の範囲の類型」として、農産物は6県、茶は8県、畜産物及び花卉は3県、水産物は5県、その他の農林水産物(林産物が想定されている)は福島県で産出されたものについて、買い控え等による被害として、相当因果関係のある損害と認められることとした。

—中間指針第3次追補:

農産物2県、茶2県、林産物(食用)7県、水産物4県、家畜飼料及び薪木炭3県、家畜排せつ物を原料とする堆肥5県を追加。

(6) 間接被害

○第一次被害者との取引に「代替性」がない場合には、本件事故と相当因果関係のある損害とする立場が打ち出された

○既存の裁判例では、間接損害の賠償に対して「経済的一体性」を要求するものが多いが(最判昭和43年11月15日民集22巻12号2614頁など)、いずれも交通事故の例などであり、本件のような大規模な事故とは異なるため、「経済的一体性」の要件については考慮する必要がないものと考えられた。

※相違点(私見)

・第2被害者との関係でも無過失責任の問題。原子力損害はもし発生すると多くの者に影響を与えることが想定される。

①「事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの」

②「事業の性質上、調達先が地域的に限られている事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの」

③「原材料やサービスの性質上、その調達先が限られている事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの」

—①、②は地域性がある間接被害

—③は、地域性はないが、事前のリスク分散が困難な場合、他の事業者から調達することが困難な場合

(7) 地方公共団体等における財産的損害等と 環境損害

国や自治体の河川浚渫費用、校庭や国有林の除染費用等は、国、自治体が支払った場合には、合理的範囲で東電に対する賠償の対象に含まれると解するが、この点は当初指針には含まれなかった。

⇒その後、8月26日、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質環境汚染対処特別措置法）」(44条)で一部対処、2次追補でさらに拡充

○この種の費用の賠償は(わが国は加盟していないが)ウィーン条約1997年改正議定書に含まれる(1条1項(k)。環境損害の一種)。この種の費用は通常の国、自治体の事務とは言い難い。この種の被害を賠償の対象としておかないと国や自治体が浚渫等をしない結果となるおそれについて懸念があった。

(8) 自主的避難者の避難費用等

○いわゆる自主的避難者についての避難費用等は中間指針には示されなかったが、さらに検討が継続された。

○自主的避難者の避難費用等の問題には、①事故直後に不安を感じて自主的に避難した者(多くは一時避難である)の損害、②(特に子どもの健康について)不安を感じ、避難指示対象区域ではないが、事故から相当期間経過してから自主的避難をした者又は今後自主避難をする者の損害、③避難対象区域の近くで居住しているが、(特に子どもの健康について)不安を感じている者の損害、という、性質の異なるタイプのものが含まれている。

○①:避難の時点で避難したことが合理的であったかが検討されるべきであろう

②:避難することが合理的か否かについての判断が必要となろう。さらに政策的には、コミュニティの崩壊をどう考えるかという問題も関わってくるかもしれない

③:いわゆる「平穏生活権」の議論に関連すると考えているが、その際も住民の不安が合理的なものである必要があり、合理的な範囲がどこまでかについての考察を要すると思われる。また、従来の裁判例との整合性の検討も必要となろう

※①～③のいずれについても、賠償の有無・範囲を決定するに当たっては、時期、場所、人の属性(子供、妊婦及びその家族か等)が関連してくる

○平成23年12月に中間指針第1次追補が出された。

① 事故発生当初の時期：情報がないうちで放射線被曝への恐怖や不安からその危険を回避しようとして避難：1人当たり8万円

② 事故発生からしばらく経過した後、一定の情報を入手できるようになった状況下で、放射線被曝への恐怖や不安を抱き、その危険を回避しようとして避難：子供妊婦について2011年12月末まで一人当たり40万円(感受性が高いため。少なくとも)

③ 滞在し続けたが、恐怖や不安を抱き続けた：②と同額

※平成24年1月以降については別に検討。

---滞在者：低線量被曝のリスクへの不安、これに伴う行動の自由の制限等を理由とする損害が主。生活費増加も。

---自主的避難者：生活費の増加が主。正常な日常生活が阻害されたことによる精神的損害も。

・・・額については、身体的損害を伴わない慰謝料についての裁判例を参照

※自主的避難者及び滞在者の範囲を何によって決定するか：(政府や自治体から公表された)放射線量(mSv)、原発からの距離。避難指示等対象区域との近接性、当該市町村の自主的避難の状況等を考慮しつつ、「自主的避難等対象区域」を決定。

—そして、自主的避難等対象区域では恐怖、不安を抱いたことに相当の理由があり、自主的避難を行ったことはやむを得ない面があるとする

※滞在者と自主的避難者を同じ扱いにするのが「公平かつ合理的」とする(合わせて「自主的避難者等」という)

【私見による指針の解釈】

- 平穏生活権侵害をもととして、自主的避難者、滞在者のそれぞれに派生損害がある
 - リスクに対する不安についての賠償を認めたとはいえる。滞In者については、「健康被害へのリスク」という点で騒音(被曝の)被害との類似性
- ※滞In者と自主避難者の額を同額にしたこと:
コミュニティ崩壊への危惧に配慮か

【東電の賠償】

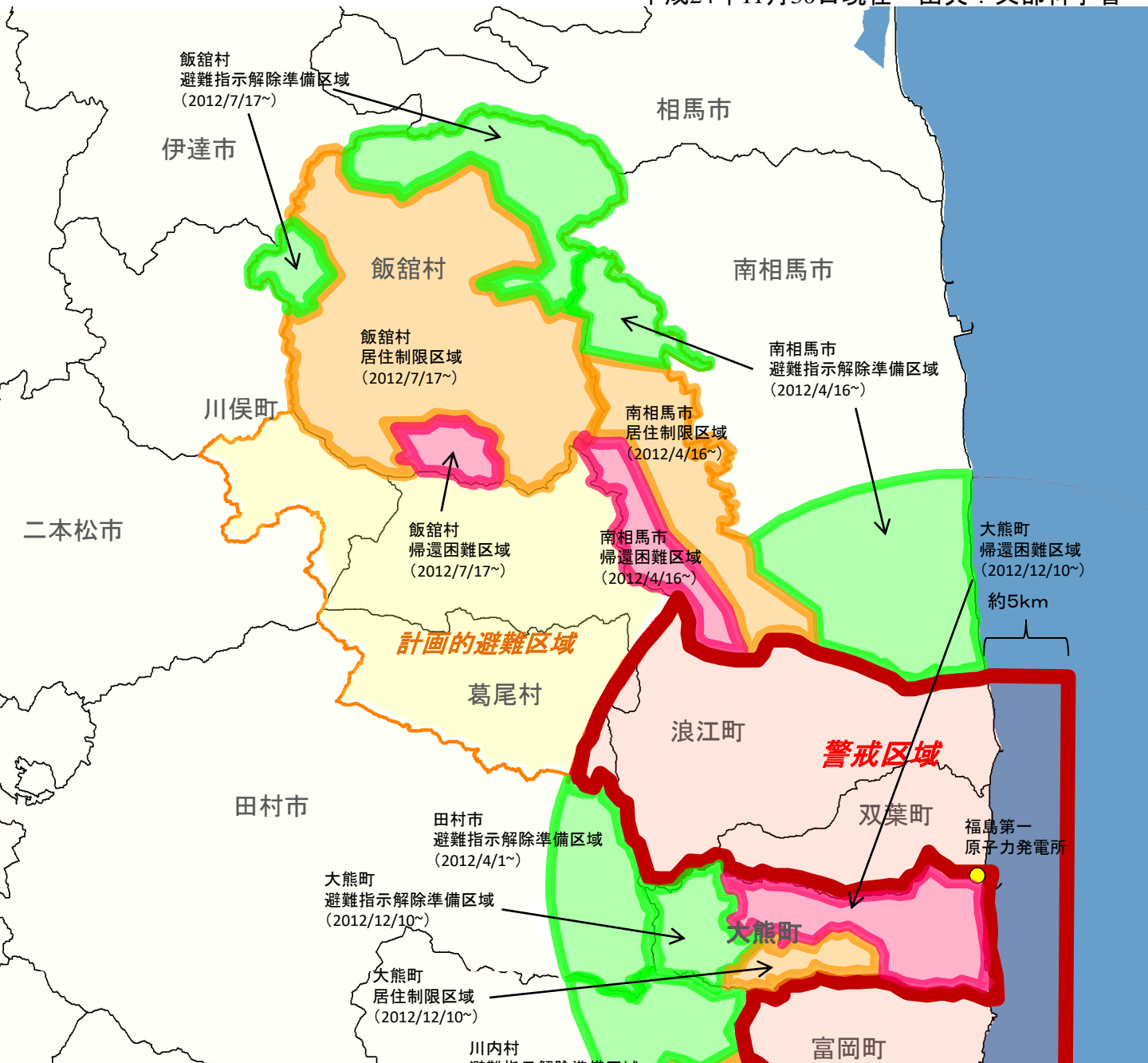
- ・東電は、自主的避難等対象区域から自主的避難した場合について、20万円を上乗せして賠償。
- ・東電は、福島県の県南地域及び宮城県丸森町の18歳以下の子ども及び妊婦について、20万円を賠償。

(9) その後の動向

- ①原子力災害対策本部：警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方（2011年12月26日）を示す
- ②センターの総括基準
 - 1) 精神的損害の第2期の損害額
 - 2) 自主避難者の交通費
- ③営業損害、就労不能損害の終期
- ④自主的避難等に係る損害
- ⑤財物価値の喪失又は減少等について
- ⑥除染に伴う損害について
- ⑦時効

避難指示区域と警戒区域の概念図

平成24年11月30日現在 出典：文部科学省



(10) 生活基盤喪失慰謝料及び住居確保損害

一 中間指針第4次追補(2013. 12)

1) 帰還困難区域又は大熊町もしくは双葉町の居住制限区域もしくは避難指示解除準備区域について、生活基盤喪失慰謝料を支払う(1000万円。将来分は控除)。

★最終的に帰還が可能となるか否かによって差を設けない理由

- ① 長期間の避難の後、最終的に帰還が可能か否か等は判断困難
- ② 帰還の見通しが立たない状況では、長期間経過後に帰還が可能となったとしても、帰還が不能なために移住を余儀なくされたと扱うことも合理的
- ③ 早期生活再建のため、見通しのつかない避難指示解除の時期に依存しない賠償が必要

2) 住居確保損害

I) 故郷喪失慰謝料の対象者で持ち家を有していた者が、移住又は長期避難のために負担した以下の費用

①住宅取得のために実際に発生した費用と、本件事故時に所有し居住していた住宅の事故前価値(財物価値)との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の75%を超えない額

②宅地取得のために実際に発生した費用と、事故前価値との差額。但し書き。

I)①、II①の根拠:対象者は、
事故前価値の賠償(財物価値の賠償。新築価値の2割) +
(新築価値と事故前価値の差額。新築価値の8割) × 0.75(新築価値の6割)の賠償により、
合計して新築価値の8割を得ることになる。
一公共用地取得の補償(5割程度)を上回る額となる。

Ⅱ) 生活基盤喪失慰謝料の対象者以外で持ち家を有していた者が、移住又は長期避難のために負担した以下の費用

①住宅についてはⅠ)と同じ

②宅地についてはⅠ)の75%

Ⅲ) Ⅰ)又はⅡ)以外で従前の住居が持ち家だった者が、避難指示が解除された後に帰還するために負担した以下の費用

①事故前に居住していた住宅の必要かつ合理的な修繕又は建替えのために実際に発生した費用と、当該住宅の事故前価値との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の75%を超えない額

②必要かつ合理的な建替えのために要した当該住宅の解体費用

←修繕・建替え費用が、住宅の事故前価値を超える場合、事故前価値までしか支払われないこと(中間指針第2次追補4.)の不都合を回避するためである。

IV) 従前の住居が避難指示区域内の借家であったものが、移住等又は帰還のために負担した以下の費用

①新たに借家に入居するために負担した礼金等の一時金

②新たな借家と従前の借家との家賃の差額の8年分

←家賃の差額については、公共用地取得の際に最長4年分の家賃の差額が補償されていることに鑑み、それを上回る水準として、8年分の家賃の差額を賠償対象とした。

(3)コメント

○生活基盤喪失慰謝料の位置づけ:「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間に亘って帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」と構成。コミュニティ喪失損害ではない。もっとも、帰還困難区域の者等については、これにより、一種の包括慰謝料が認められたともいえる。

○住居確保損害の位置付け

- ・事故前市場価格のみの賠償では、宅地、住宅の再取得は困難。特に、頑丈だが古い建物が少なくなかったことから、事故がなければ居住し続けられたのに、再取得価格と事故前価格の差額が高額になるケースが多くみられた。
- ・参考)再取得価格による賠償(最判昭和49・4・15、東京高判昭和29・7・10民集5巻7号1060頁、東京高判昭和56・8・27東高民時報32巻8号194頁など)
 - 中古品の販売市場が確立している分野では、交換価格と再取得価格が一致する。しかし、本件はそうではない。

- ・宅地については、移転先基準とするか、全国平均基準とするかの問題がありえたが、移転先基準とした。ただし、移転先基準として福島県都市部の平均宅地単価と平均宅地面積を考慮。

★住居確保損害を認めたことは、原状回復の理念に則ったともいえる。もっとも、財物損害と別にしたことをどう捉えるかという問題はある。

2 中間指針第5次追補

(1)「避難を余儀なくされたこと」による精神的損害(新規)

- ・精神的損害2分論か、3分論か

- しかし、2分論の判決も、認定された損害額が特に少ないとはいえない


- ・継続的避難慰謝料と、避難を余儀なくされたことについての慰謝料の区別

→独立の損害項目ではなく、同じ精神的損害の中での各考慮要素として扱う

(2) 生活基盤喪失・変容による精神的損害(一部新規)

(3) 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安を基礎に置く精神的損害(新規)

—20mSv/yという政府が避難指示をした放射線レベルを超えていることを必要とする。個々の不安に対応するものではない、そのような区域の居住者

 「科学的に不適切とはいえない程度リスク」であることは前提

(4) 精神的損害の増額要因(類型化)


(5) 自主的避難等による精神的損害(対象期間の見直し)

★(批判はあったが)自主的避難と強制的避難の判断構造の違いは維持

一相違点の根源:被曝不安に関連

・強制的避難:短期間避難が基本、被曝不安損害はなくてはならないが、重大なものとして扱われず

・自主的避難等:被曝不安が権利法益侵害であり、その後の損害との関係で不法行為の起点

 被曝不安を不法行為成立にとっての前提として重視するかの相違:この点は、自主避難等では妊婦子供をそれ以外と区別するが、強制的避難はそうでない点に反映

V 結びに代えて


(1) 全体

- 紛争審査会は基本的には従来の判例等にととってルールをつくる姿勢。それを修正している箇所もないわけではないが、修正についてはできるだけ抑制しなければならないという姿勢。
- また、裁判所が判決を出すのとは異なるので、基本的には、損害を具体的・個別的に積み上げることによって説得力を持たせようとはしている（特に、包括的損害把握、慰謝料の包括的機能について。ただし、生活基盤喪失・変容損害はかなり包括的といえよう）。ただ、他方で、主張立証が煩瑣になりすぎて被災者が窮地に陥ることは避けようという姿勢はとった。

(2) 原状回復の理念

- 原状回復の理念〔原状回復は損害賠償の方法としては基本的には否定されているが、理念の問題〕については、住居確保損害について入れようとした。
 - ーただし、財物損害に入れられていない。

(3) 新規性のあるもの

- ①環境損害—放射性物質汚染対処特措法
 - ②自主的避難者、滞在者に対する賠償—リスクに基づく不安に対する賠償(平穩生活権侵害の賠償#)を含む
 - ③相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安を基礎に置く精神的損害
 - ④生活基盤喪失・変容損害(第5次追補で拡張)
 - ⑤住居確保損害
-  ②・③: 不安に基づく損害の承認・拡張

★住居確保損害

一原状回復の理念〔原状回復は損害賠償の方法としては基本的には否定されているが、理念の問題〕については、住居確保損害について入れようとした。

(4) 従来より要件が緩和されたもの

○間接損害

★賠償範囲、相当因果関係の中で把握する考え方が日本の民法には適合的であるが、他方で、間接損害という類型を立ててこの種の損害を把握することは必須であることは痛感した。

- もっとも、このことと、間接損害の被害者が、原則として賠償されないという一般法理を立てることとは別である。最判昭和43・11・15は、直接被害者と同視しうるケースということになるが、今般の事故は損害の性質が交通事故と全く異なるというところから出発した。「経済的一体性」の要件は取り払っている(従来も非代替性のみを要件とする下級審判決はいくつかみられる)。

(5) 従来よりも大幅に認められたもの

- 風評損害について従来の下級審裁判例を踏まえつつ承認
- 風評損害に対応する営業利益、営業活動について、営業主体に当然に保障されるわけではなく、当該営業に関するリスクを引き受けた上での利益であること、特異な危険を惹起した者に対する賠償請求であること(潮見)
 - 今回の原発事故の風評損害のほとんどは特異な危険であるとは考えている。
- 営業損害における特別の努力

(6) 概念の整理をしたもの

○避難に伴う精神的損害(慰謝料)概念の整理

—①「日常生活損害慰謝料」(従来中間指針が類型化していた「避難等に伴う精神的損害」とは別に、②「避難を余儀なくされたことによる精神的損害」を考慮要素に加えること

Cf.このほか、③生活基盤喪失・変容慰謝料が存在する—後遺障害との類似性、異質性(事後に発生。重視する人としらない人あり)

(7) 新規性—リスク・不安に対する損害の賠償請求に関する検討

○リスク・不安に対する損害についての考慮の必要—科学的
不確実性と密接に関連

★リスクとの関係で、不安に基づく損害を不法行為法でどう扱うか

1) リスク自体に伴う損害の賠償請求—リスクと損害との因果関係が不確実な場合

2) リスクに対する不安(恐怖)自体に伴う精神的損害の賠償請求

3) リスク、不安を回避する被害者の行動から生じる損害の賠償請求

4) リスク、不安を回避する第三者の行動から生じる損害の賠償請求

(8) 残された課題

- 1) 被災者のうち高齢者など、新しく生活を構築して行けない方たちの賠償をどうするか。年金+自給自足的な生活をしてきたが、継続できなくなった
⇒ 子供・被災者支援法の具体化
- 2) 賠償と支援、補償の関係(1)とも関連)
- 3) クラスアクションの検討、専属的裁判管轄についての検討
- 4) 原子力事業者の倒産の場合の処理(関連:有限責任化に関する様々な論点) 等